

高齢者福祉施設における消防法及び建築基準法に基づく主な手続きと
新規指定の際に指定申請書に添付を要する書類

○ 消防法【消防部局】・・・フロー図（その1）参照

設備工事等の内容	必要な手続き	消防部局による 発行（返却）書類	指定申請書に 添付を要する書類 【介護保険部局】
・ 消防用設備等に係る工事 （新設・増設・移設・取替・改造）	工事整備対象設備等着工届出書 〔工事着工 10 日前〕	消防用設備等検査済証 （検査済印押印） 又は 防火対象物使用開始 届出書（受付印押印） ※1	—
	消防用設備等（特殊消防用設備 等）設置届出書 〔設置完了後 4 日以内〕		○ （新規建物） （既存建物※2）
・ 消防用設備等の設置維持 に係る点検報告	消防用設備等（特殊消防用設備 等）点検結果報告書	副本返却 （受付印押印）	○ （既存建物）

※1 「消防用設備等検査済証」が交付されない場合（建物の延べ床面積が基準未満の場合）に限る（消防部局に要相談）。

※2 既存建物を利用する場合であって、設備の新設等が必要とされている場合に限る。

○ 建築基準法【建築部局】・・・フロー図（その2）参照

建築工事等の内容	必要な手続き	建築部局による 発行（返却）書類等	指定申請書に 添付を要する書類 【介護保険部局】
・ 新築 ・ 増改築※1 ・ 大規模な修繕・模様替	建築確認申請 〔工事着手前〕	建築確認済証	—
	完了検査申請 〔工事完了後 4 日以内〕	完了検査済証	○
・ 用途変更※2	建築確認申請 〔工事着手前〕	建築確認済証	—
	工事完了届 〔工事完了後 4 日以内〕	届写し返却 （受付印押印）	○

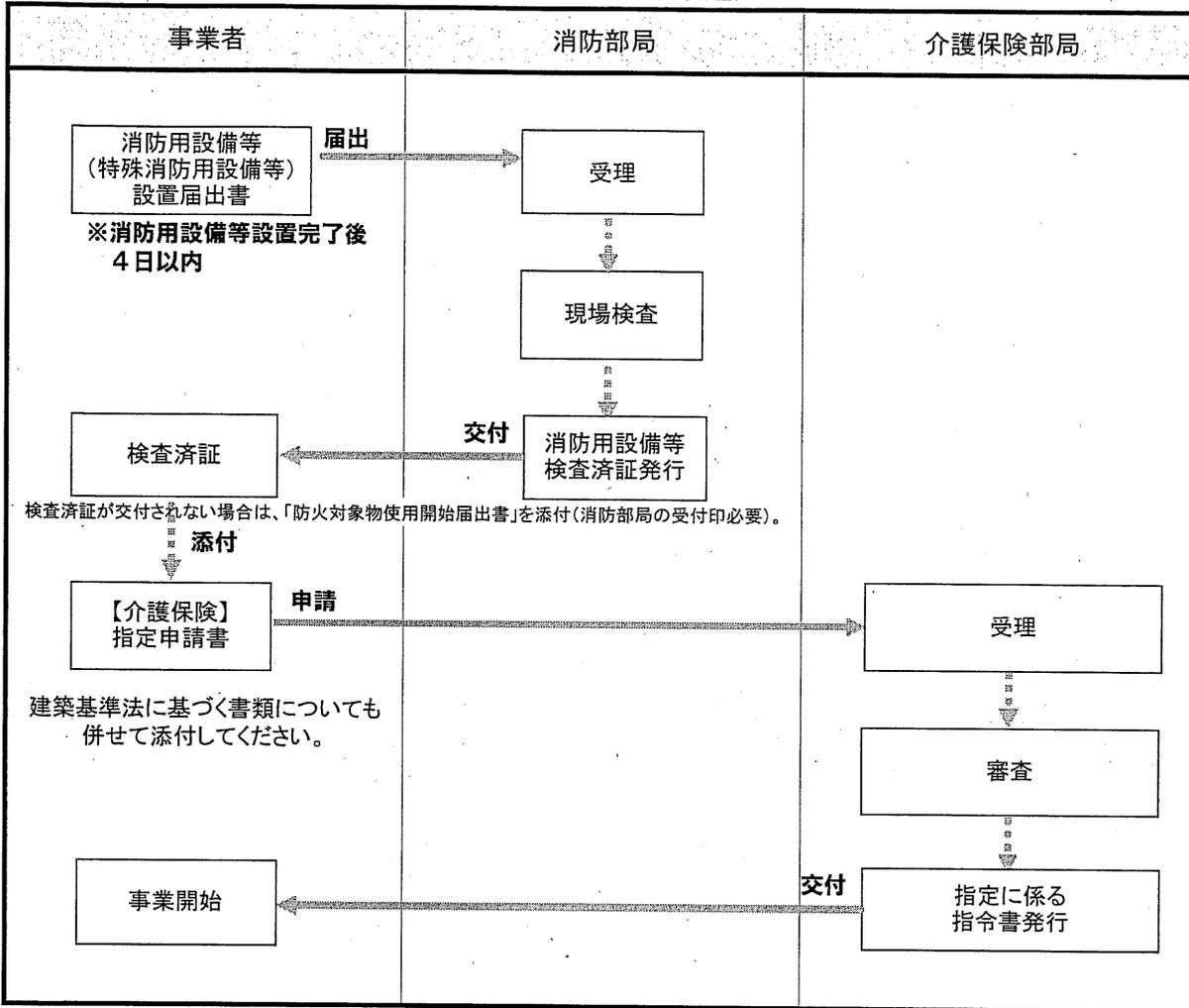
※1 防火地域及び準防火地域外における 10 m²以内の増改築を除く。

※2 100 m²を超える高齢者福祉施設に変更する場合に限る（用途変更の場合、建築部局に要相談）。

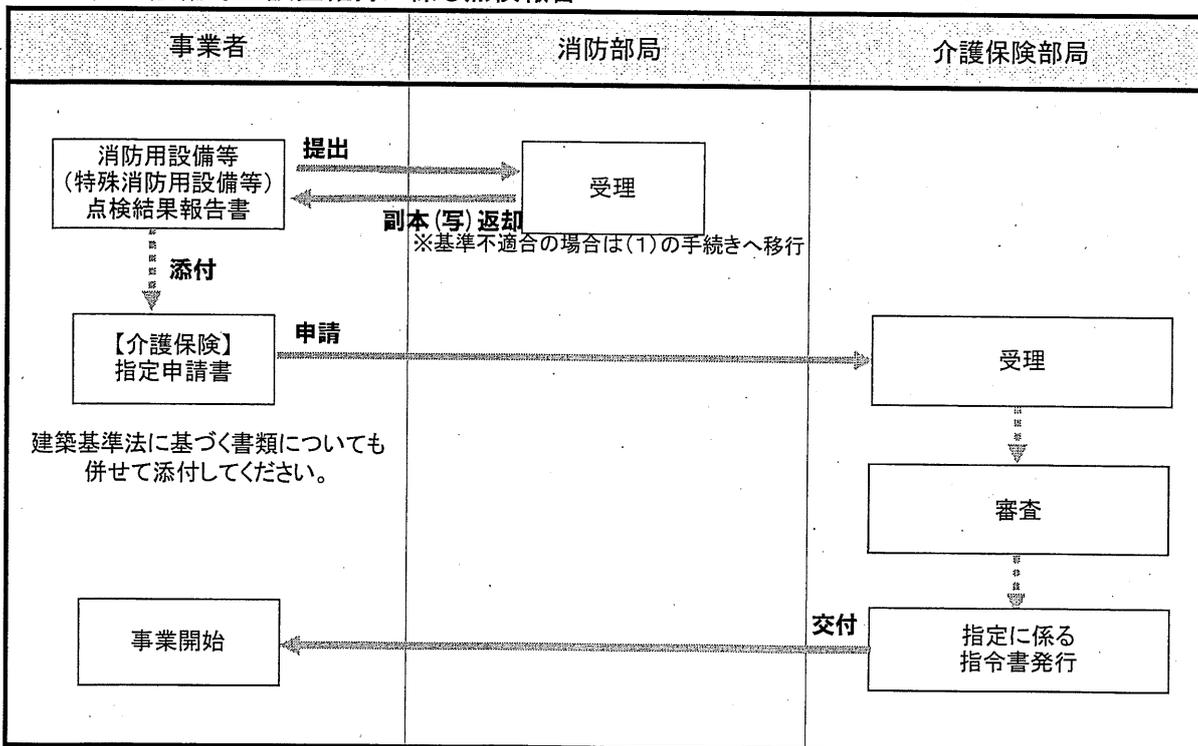
・・・※1、※2ともフロー図（その3）参照

新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その1)
【消 防 法】

(1) 消防用設備等に係る工事(新設・増設・移設・取替・改造)

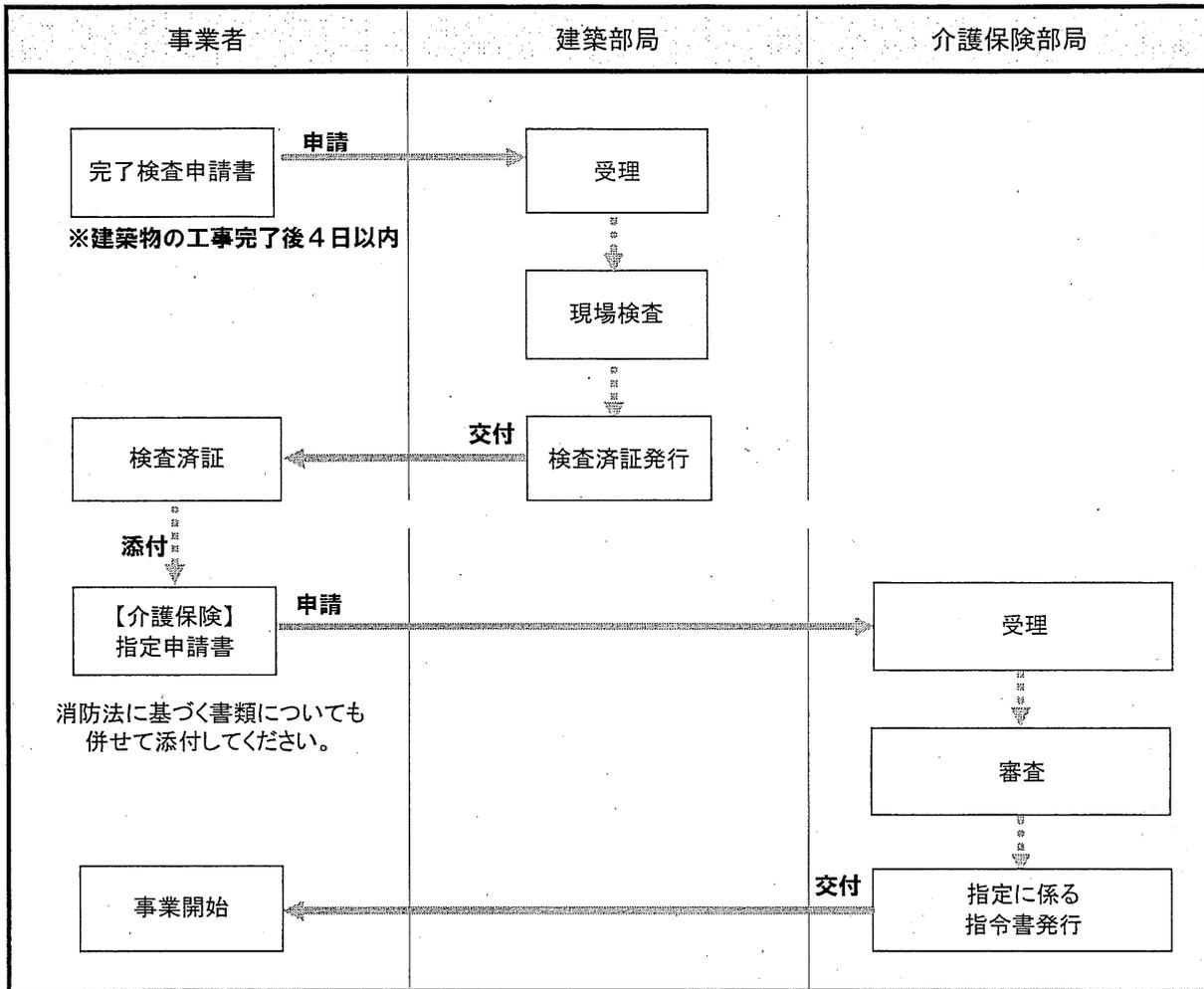


(2) 消防用設備等の設置維持に係る点検報告

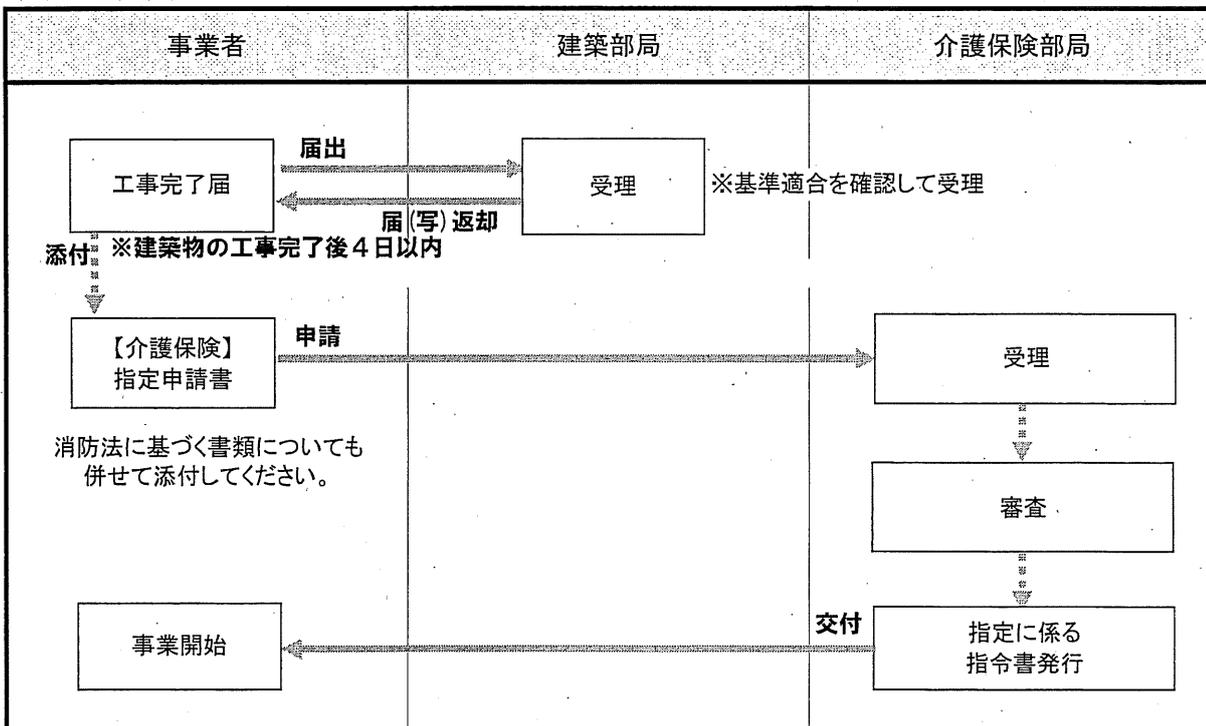


新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その2)
【建築基準法】

(1)新築、増改築、大規模な修繕・模様替

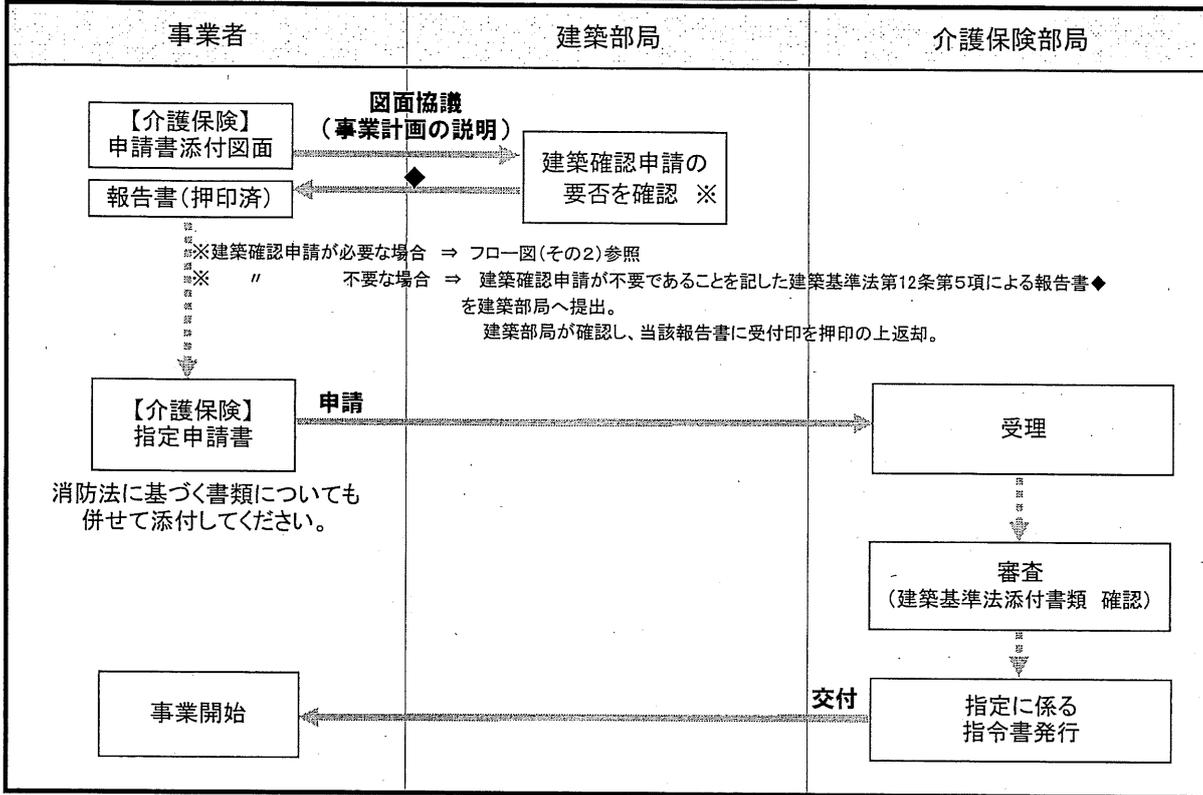


(2)用途変更

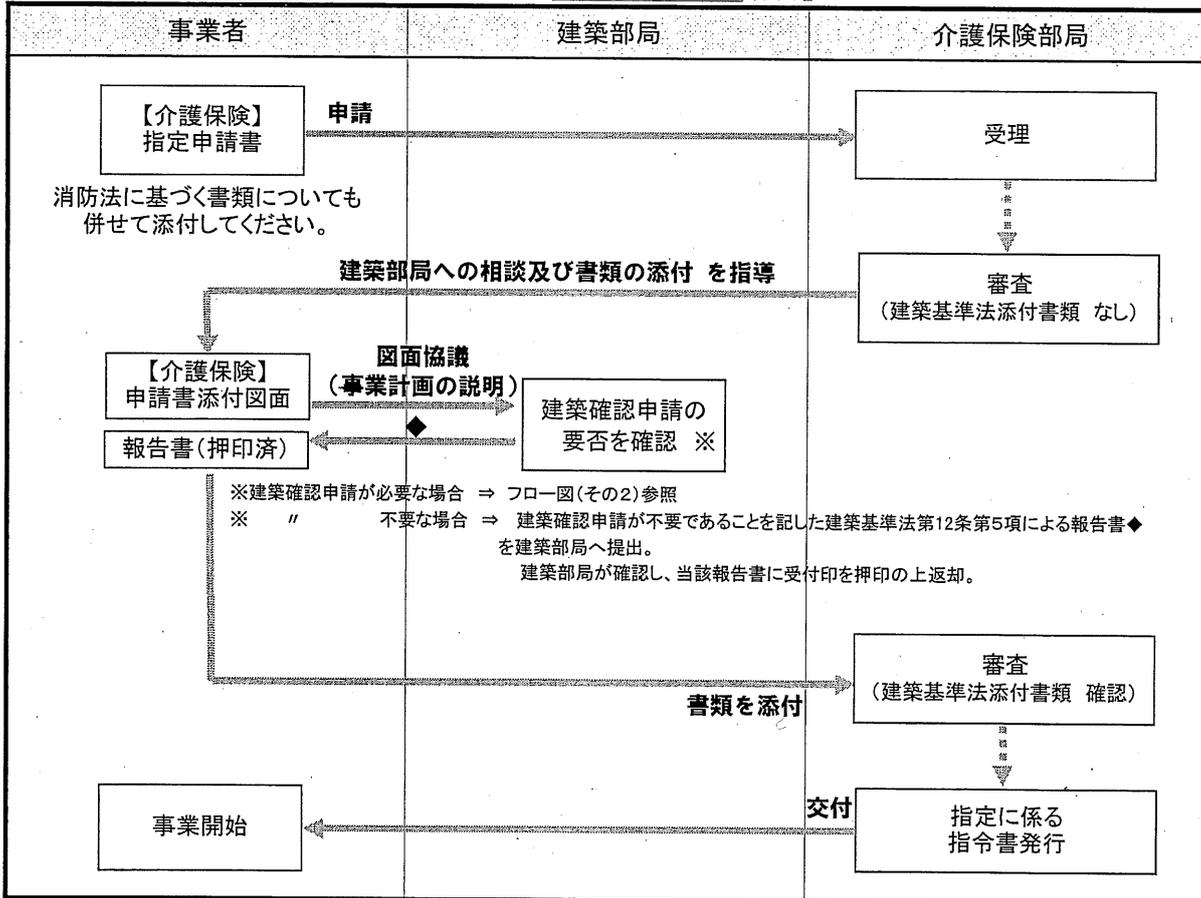


新規指定時における関係法令の手続きに関するフロー図(その3)
【建築基準法】

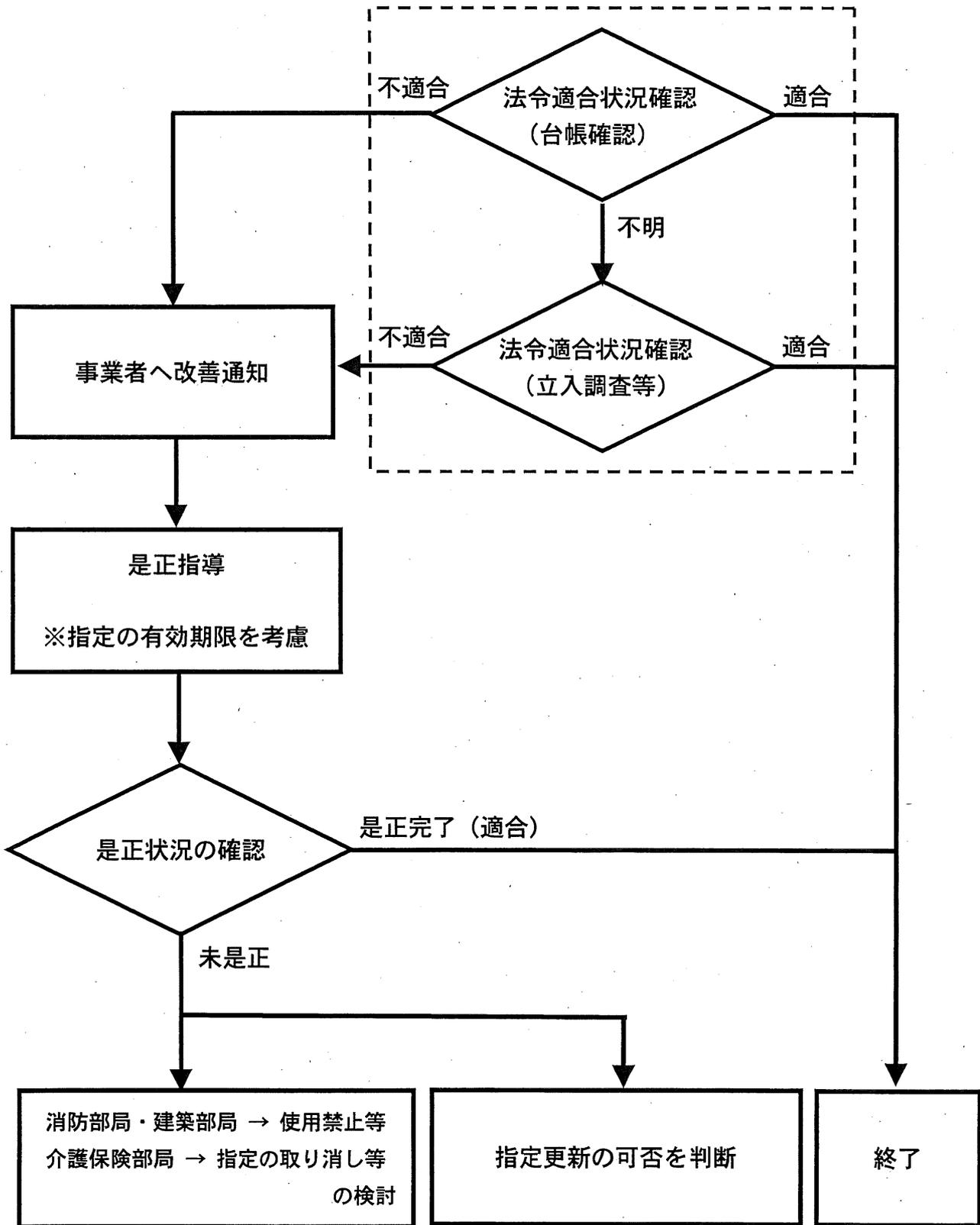
(3-1) 建築確認申請が不要なため、フロー図(その2)によることができない場合
【あらかじめ建築部局に相談している場合】



(3-2) 建築確認申請が不要なため、フロー図(その2)によることができない場合
【建築部局に相談していない場合】



既存不適合施設の改善に関するフロー図



高齢者福祉施設に関する相談窓口一覧

(11.消防本部)

(8市、4土木)

(県本庁、5センター)

介護保険サービスの種類	事業所所在地	介護保険部局	建設部局	消防部局	
(介護予防)通所介護 (介護予防)通所リハビリテーション (介護予防)短期入所生活介護※ (介護予防)短期入所療養介護※ (介護予防)特定施設入居者生活介護※ 介護保健施設サービス※ (介護老人保健施設)	鹿沼市	県西健康福祉センター福祉指導課	鹿沼市建築指導課	鹿沼市消防本部	
	日光市		日光市建築住宅課	日光市消防本部	
	真岡市				
	益子町				
	茂木町		県東健康福祉センター福祉指導課	真岡土木事務所建築指導担当	芳賀地区広域行政事務組合消防本部
	市貝町				
	芳賀町				
	栃木市			栃木市建築課	栃木市消防本部
	小山市			小山市建築指導課	小山市消防本部
	上三川町				
	下野市		県南健康福祉センター福祉指導課	宇都宮土木事務所建築指導担当	石橋地区消防組合消防本部
	壬生町			栃木土木事務所建築指導担当	小山市消防本部
	野木町				
那須塩原市			那須塩原市建築指導課	那須地区消防本部	
大田原市			大田原市建築指導課		
那須町					
さくら市					
矢板市		県北健康福祉センター福祉指導課	大田原土木事務所建築指導担当	塩谷広域行政組合消防本部	
塩谷町					
高根沢町					
那須烏山市					
那珂川町			宇都宮土木事務所建築指導担当	南那須地区広域行政事務組合消防本部	
足利市		安足健康福祉センター福祉指導課	足利市建築指導課	足利市消防本部	
佐野市			佐野市建築指導課	佐野市消防本部	

備考) ※のうち、新規指定、指定更新の窓口は、栃木県高齢対策課事業者指導班

高齢者福祉施設に関する相談窓口一覧

(25市町)

(8市、4土木)

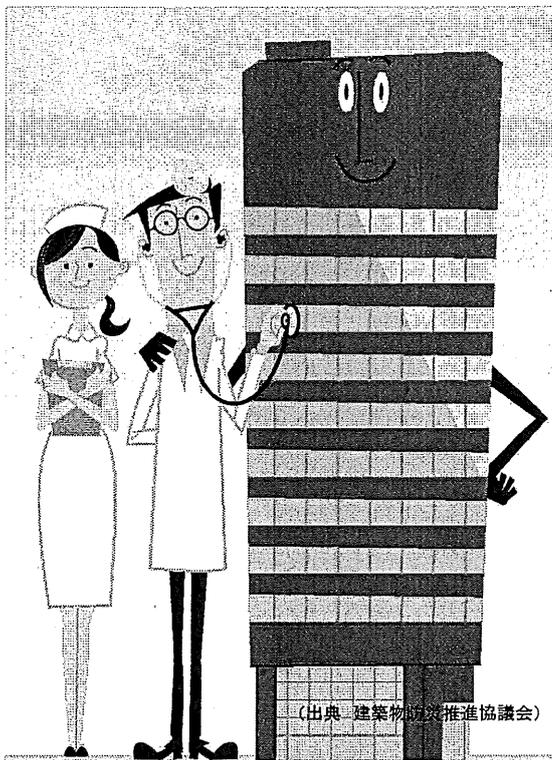
(11消防本部)

介護保険サービスの種類	事業所所在地	介護保険部局	建設部局	消防部局
(介護予防)認知症対応型通所介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護 (介護予防)認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム) 複合型サービス	鹿沼市	鹿沼市介護保険課	鹿沼市建築指導課	鹿沼市消防本部
	日光市	日光市介護保険課	日光市建築住宅課	日光市消防本部
	真岡市	真岡市介護保険課		
	益子町	益子町高齢者支援課		
	茂木町	茂木町保健福祉課	真岡土木事務所建築指導担当	
	市貝町	市貝町健康福祉課		
	芳賀町	芳賀町高齢者支援課		
	栃木市	栃木市介護保険課	栃木市建築課	栃木市消防本部
	小山市	小山市高齢生きがい課	小山市建築指導課	小山市消防本部
	上三川町	上三川町保険課	宇都宮土木事務所建築指導担当	
	下野市	下野市高齢福祉課		
	壬生町	壬生町健康福祉課	栃木土木事務所建築指導担当	石橋地区消防組合消防本部
	野木町	野木町健康福祉課		小山市消防本部
	那須塩原市	那須塩原市高齢福祉課	那須塩原市建築指導課	
	大田原市	大田原市高齢者幸福課	大田原市建築指導課	那須地区消防本部
	那須町	那須町保健福祉課		
	さくら市	さくら市保険高齢対策課	大田原土木事務所建築指導担当	
	矢板市	矢板市福祉高齢課		
	塩谷町	塩谷町保健福祉課		
	高根沢町	高根沢町健康福祉課		
	那須烏山市	那須烏山市健康福祉課	宇都宮土木事務所建築指導担当	
	那珂川町	那珂川町健康福祉課		
	足利市	足利市介護保険課	足利市建築指導課	南那須地区広域行政事務組合消防本部
	佐野市	佐野市介護保険課	佐野市建築指導課	足利市消防本部 佐野市消防本部

平成28年6月から

定期報告制度が変わります！！

資格者のみなさまへ



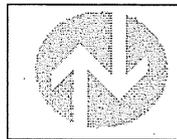
(出典：建築物防災推進協議会)

1. 調査・検査の資格制度が変わります！

特殊建築物等調査資格者・昇降機検査資格者・建築設備検査資格者のみなさまは、原則、平成28年6月までに新たな資格者証の交付を受けて下さい。



特殊建築物等 定期調査報告マーク



昇降機等 定期検査報告マーク



建築設備 定期検査報告マーク

※ 防火設備の検査資格者制度も合わせて新設されます。

平成27年12月末までに申請すると手続きが簡素化されます！

建物所有者のみなさまへ

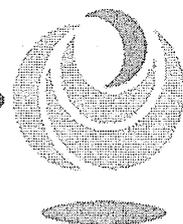
2. 定期報告の義務の対象が変わります！

◆建築物や昇降機は、定期的にメンテナンスの状況を自治体に報告する義務があります。

◆平成28年6月以降、報告対象が変わりますので、ホームページをチェックしてください。



新たな資格者証の交付申請手続きや、報告対象となる建築物等の詳細は、ホームページをご覧ください
(<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/chousa-kensa.html>)



国土交通省

定期報告の対象となる建築物・昇降機・防火設備【政令指定】

※ 建築設備については、政令では指定しない。

②定期報告の対象について

A 建築物	対象用途	対象用途の位置・規模等（いずれかに該当するもの）
劇場、映画館、演芸場		①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの
観覧場（屋外観覧場を除く）、公会堂、集会場		①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階にあるもの
病院、有床診療所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設（別紙）		①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上であるもの ③地階にあるもの
体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（※いずれも学校に附属するものを除く）		①3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000㎡以上であるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗		①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が500㎡以上であるもの ③床面積が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの

※1: 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。 ※2: 該当する用途部分の床面積が、100㎡超のものに限る。

B 昇降機	対象	例外
	○エレベーター ○エスカレーター ○小荷物専用昇降機（フロアタイプ）	・住戸内のみを昇降する昇降機 ・工場等に設置されている専用エレベーター （労働安全衛生法施行令第12条第1項第6号に規定するエレベーター）
C 防火設備	対象	例外
	○上記Aの建築物の防火設備 ○病院、有床診療所又は就寝用福祉施設※3の防火設備	・常時閉鎖式※4の防火設備 ・防火ダンパー ・外壁開口部の防火設備
	※3: 該当する用途部分の床面積の合計が200㎡以上のもの ※4: 普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの	
D 遊用工作物	○観光用エレベーター・エスカレーター ○コースター等の高架の遊戯施設 ○メリーゴーラウンド、観覧車等の原動機による回転運動をする遊戯施設	

別紙：定期報告の対象となる建築物（就寝用福祉施設）【政令指定】

②定期報告の対象について

○ 就寝用福祉施設（下表に掲げる用途をいう。）については、利用者が高齢者、障害者、妊産婦など火災時の避難に時間を要すると考えられる状態であることと、就寝時には火災の発生に気づくのが遅れるということに配慮し、避難上の安全を確保する観点から、定期報告の対象として指定している。

就寝用福祉施設	備考
サービス付き高齢者向け住宅	※「共同住宅」「寄宿舍」「有料老人ホーム」のいずれかに該当。
認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム	※「寄宿舍」に該当。
助産施設、乳児院、障害児入所施設	
助産所	
盲導犬訓練施設	
救護施設、更生施設	
老人短期入所施設	
小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所	※「老人短期入所施設」に該当。
老人デイサービスセンター（宿泊サービスを提供するものに限る。）	※「老人短期入所施設に類するもの」に該当。
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム	
母子保健施設	
障害者支援施設、福祉ホーム	